

部活動実施に係る対応マニュアル (2020. 7. 28 Ver. 3)

スポーツ振興課
高校教育課
特別支援教育室

部活動については、「学校再開後の教育活動に関する県立学校の指針（7月28日改訂版）」のとおり、本県の警戒度が「感染拡大注意」段階に引き上げられたが、校内での感染が拡大していないことから、引き続き感染防止対策を徹底し、7月1日以降実施している「レベル1」相当の行動基準を継続することとした。

本マニュアル(Ver. 3)は、マスクの着用、換気の徹底をはじめ、「3つの密」の回避や、人と人との距離の確保、手洗いなどの手指衛生等の基本的な感染防止対策の徹底を再確認するとともに、添付した「宿泊や移動を伴う活動を実施する際の留意事項(感染防止対策チェックリスト)」に基づき、輸送機関や宿泊施設を利用する際の対策等を示すものである。

学校教育活動の一環として行われる部活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020. 6. 16Ver. 2）」や「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針（令和2（2020）年5月26日改正）」等に基づき、感染防止策を徹底・継続した上で実施するものとする。

また、中央競技団体や関係団体から活動再開におけるガイドライン等が作成されており、競技等の再開時期や安全に配慮した活動、トレーニング内容について示されていることから、これらのガイドライン等を参考にしながら、運動部及び文化部の活動を実施する。

1 感染拡大防止について

(1) 換気等の徹底

体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。

(2) 手洗い・消毒の徹底

活動中はこまめな手洗いを徹底し、使用する用具等は、使用前後に消毒を行い、不必要に使い回しをしない。

(3) マスクの着用

【運動部】

運動する際、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるためには、生徒の間隔を十分に確保するなど、以下①から④の事項を十分に踏まえた対策を講じる。

①生徒間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。

②軽度な運動を行う場合や生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、運動時は医療用や産業用マスクではなく、家庭用マス

クを着用する。

③マスク着用時には呼気が激しくなるような運動を行うことを控え、生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の生徒との距離を2m以上確保して休憩するよう指導する。

④顧問は、原則として指導中はマスクを着用する。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ない。

＊「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（令和2年5月21日付け事務連絡スポーツ庁政策課学校体育室）」参照

【文化部】

活動する際は、マスクを着用する。ただし、マスクを着用したまま発声等をする場合、生徒が息苦しさを感じることもあるので、その場合は、換気や距離を十分とるなどの配慮の上、マスクを外してよい。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。

2 活動内容、方法等について

（１） 生徒の健康管理の徹底

- ・部活動開始前に、生徒の状況（体温、体調）について健康観察シートを活用し把握する。
- ・発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、必要に応じて医療機関を受診させる。

（２） 活動における留意事項

- ・部活動への参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重し、強制しない。
- ・体力が十分に回復していない生徒もいると考えられるため、当該種目に必要な体力を高めるとともに、段階的な指導を行う。
- ・十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動は徐々に行う。
- ・生徒の体力や健康状況を把握する。
- ・熱中症対策を十分に講じた上で実施する。
- ・生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけはずして呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。
- ・活動時間についてはより短時間とし、休養日を適切に設定する。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問等の指導のもと実施する。

（３） 活動内容

- ・活動内容については「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16Ver.2）」や「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針（令和2（2020）年5月26日改正）」等を踏まえるとともに、各競技団体や関係団体が示しているガイドライン等を参考にしながら、基本的な感染防止策を徹底・継続した上で実施

することとし、制限されている活動や内容等を行わない。 ・ 7月1日以降は校外での活動も可とする（県内のみ）。 ・ 8月1日以降は県外での活動も可とする。 ※「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の留意事項（感染防止対策チェックリスト）」参照（参考資料2） ※「宿泊や移動を伴う活動を実施する際の留意事項（感染防止対策チェックリスト）」参照（参考資料3） 【運動部】 ・ 活動内容の留意事項については、競技により一律ではないため、各競技団体のガイドライン等を必ず確認する。 ※中央競技団体 競技開始等ガイドライン参照（参考資料1） 【文化部】 ・ 密集する活動や近距離で発声したり演奏したりする活動、接触する活動を実施する際は、活動場所が密にならないようにすることはもとより、活動場所のこまめな換気や身体的距離を十分確保するなどの万全な安全対策を講じた上で慎重に実施する。
--

（４） 活動場所や時間、人数等に配慮した活動

・ 部員数が多い場合、生徒が密集した活動とならないように工夫する。 ・ 練習中、順番を待つ際は、互いに距離をとる。 ・ 活動場所が狭く、順番待ち等で密集した状態となる場合、時間をずらすなどして、一度に活動する人数を減らす。 ・ 更衣室や部室を使用する場合は、換気をこまめに行う。短時間の利用とし、一斉に利用しないよう配慮する。（着替え等）
--

3 大会や対外試合、演奏会、合宿等の参加について

	7月1日～	8月1日～
大会、対外試合、演奏会、イベント等への参加	可 ※校長が認めた上で、生徒本人、保護者の了解を得る。 ※主催団体、イベント主催者及び施設管理者等が示すガイドラインを遵守する。 ※「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の留意事項（感染防止対策チェックリスト）」参照（参考資料2）	
合宿等、宿泊を伴う活動	可 ※施設管理者等が示すガイドラインを遵守する。 ※「宿泊や移動を伴う活動を実施する際の留意事項（感染防止対策チェックリスト）」参照（参考資料3）	
活動範囲	県内	県内外

4 その他

各学校は、県や文部科学省、厚生労働省、関係団体等のホームページをこまめに確認するなど、最新の情報を入手し、引き続き、生徒の安全確保に留意する。

なお、今後の感染状況により、対応が変更になる可能性がある。

<参考ホームページ>

- ・栃木県 HP <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>
- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>
- ・移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>
- ・スポーツ庁
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html
- ・日本スポーツ協会
<https://www.japansports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>
- ・日本障がい者スポーツ協会
https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200529_002159.html

活動内容及び大会や対外試合、演奏会、合宿等の参加について

期日	7月1日～	8月1日～
活動内容	活動内容については「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16Ver.2）」や「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針（令和2（2020）年5月26日改正）」等を踏まえるとともに、各競技団体や関係団体が示しているガイドライン等を参考にしながら、基本的な感染防止策を徹底・継続した上で実施することとし、制限されている活動や内容等を行わない。 【運動部】 ・活動内容の留意事項については、競技により一律ではないため、各競技団体のガイドライン等を必ず確認する。 ※中央競技団体 競技開始等ガイドライン参照（参考資料1） 【文化部】 ・密集する活動や近距離で発声したり演奏したりする活動、接触する活動を実施する際は、活動場所が密にならないようにすることはもとより、活動場所のこまめな換気や身体的距離を十分確保するなどの万全な安全対策を講じた上で慎重に実施する。	
大会、対外試合、演奏会、イベント等への参加	可 ※校長が認めた上で、保護者、生徒本人の了解を得る。 ※主催団体、イベント主催者及び施設管理者等が示すガイドラインを遵守する。 ※「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の留意事項（感染防止対策チェックリスト）」参照（参考資料2）	
合宿等、宿泊を伴う活動	可 ※施設管理者等が示すガイドラインを遵守する。 ※「宿泊や移動を伴う活動を実施する際の留意事項（感染防止対策チェックリスト）」参照（参考資料3）	
活動範囲	県内	県内外
時間及び日数	「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」及び「栃木県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。	
休養日		

○今後の感染状況により、対応が変更になる可能性がある。

中央競技団体 競技開始等ガイドライン

No.	競技団体等	ガイドライン（クリックすると外部サイトに移動します。）
0	日本スポーツ協会	スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
1	スケート	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのスポーツ活動再開ガイドラインについて
2	アイスホッケー	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのアイスホッケー活動再開ガイドライン
3	スキー	公益財団法人全日本スキー連盟ホームページ（ガイドライン作成中）
4	陸上競技	陸上競技活動再開のガイダンス策定のお知らせ〔6/25第1版改訂〕 「ロードレース再開についてのガイダンス」策定について 6/30追加
5	水泳	水泳活動におけるCOVID-19対策の留意点について
6	サッカー	JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン（47 都道府県サッカー協会/9 地域サッカー協会向け）
7	テニス	コロナウイルス感染症対策情報
8	ボート	「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのボート競技のトレーニング再開のためのガイドライン」について
9	ホッケー	ホッケー競技活動再開についての留意点
10	ボクシング	感染症と共存する新しい生活様式におけるボクシング競技の活動再開に関するガイドライン
11	バレーボール	バレーボール競技に関わる大会等再開時のガイドライン 7月7日更新
12	体操	体操イベント実施に向けた感染拡大予防ガイドライン（20.07.14 FIG資料追加）
13	バスケットボール	新型コロナウイルス対策 情報集約ページ
14	レスリング	（公財）日本レスリング協会 COVID-19 対策 トレーニングガイドライン
15	セーリング	大会・競技会再開のガイド
16	ウエイトリフティング	（公社）日本ウエイトリフティング協会 COVID-19対策トレーニング再開ガイドライン【全国版】 （公社）日本ウエイトリフティング協会 新型コロナウイルス感染対策 トレーニング再開ガイドライン
17	ハンドボール	新型コロナウイルス感染症状況下での安全なハンドボール競技活動について～選手・スタッフ・関係団体のためのガイドライン～
18	自転車	緊急事態宣言解除後の大会開催に向けたガイドラインについて（6月26日時点）
19	ソフトテニス	ソフトテニス大会再開に向けたガイドラインについて
20	卓球	日本卓球協会における新型コロナウイルス感染症対策
21	軟式野球	JSBB感染予防対策ガイドライン（改訂版）について
22	相撲	相撲におけるスポーツ活動再開ガイドライン新型コロナウイルス感染症対策 相撲における競技会再開ガイドライン 新型コロナウイルス感染症対策
23	馬術	新型コロナウイルス関連のお知らせ（まとめ）7月1日更新
24	フェンシング	日本フェンシング協会 新型コロナウイルス関連サイト
25	柔道	新型コロナウイルス感染症関連（7月28日更新）

中央競技団体 競技開始等ガイドライン

No.	競技団体等	ガイドライン（クリックすると外部サイトに移動します。）
26	ソフトボール	新型コロナウイルス(COVID-19)におけるソフトボール活動の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
27	バドミントン	日本バドミントン協会 新型コロナウイルス関連サイト
28	弓道	新型コロナウイルス感染防止対策弓道ガイドライン
29	ライフル射撃	新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン(NTCイートン射撃場)
30	剣道	対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 『稽古自粛の解除及び感染防止ガイドライン制定』(公式YouTubeチャンネル)
31	ラグビーフットボール	(7月9日更新) 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策について
32	山岳	【クライミングジムの営業再開に向けた感染予防指針】について 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策 日本代表チームの活動再開ガイドライン 登山再開に向けてのガイドライン
33	カーヌー	コロナウイルス対策ガイドライン
34	アーチェリー	アーチェリー部活動・練習場再開における感染防止策の心得について
35	空手道	(公財)全日本空手道連盟感染拡大防止ガイドライン
36	銃剣道	「稽古及び大会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」について
37	クレー射撃	地方公式大会実施に伴うガイドラインについて
38	なぎなた	行事(活動)再開に向けた感染拡大防止ガイドライン
39	ボウリング	新型コロナウイルス感染症への対応について
40	ゴルフ	【日本国内の小規模ゴルフ競技(非興行型のアマチュアイベントやプロも参加する小規模予選会を含む)における新型コロナウイルス感染症対策について】 【日本国内の小規模ゴルフイベント(非興行型のアマチュアイベントやプロも参加する予選会を含む)における新型コロナウイルス感染症に対する具体的な運用事例について】
41	トライアスロン	COVID-19 国内向け運営ガイドライン「大会開催に際して注意する点」
42	パワーリフティング	新型コロナウイルス感染症対策運用ガイドライン
43	グラウンドゴルフ	大会の再開に伴う新型コロナウイルス感染の予防について(お願い)
44	バウンドテニス	バウンドテニス大会の再開に向けた感染拡大予防について
45	スポーツチャンバラ	大会における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン
46	拳法競技	練習再開に対する指針
47	ダンススポーツ	安全なダンス教室営業に向けて
48	ゲートボール	ゲートボール活動における感染拡大予防ガイドライン
49	チアリーディング	新型コロナウイルス感染症対策としてのチアリーディング活動ガイドライン(第2版)
50	ドッジボール	大会・講習会・研修会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

学校施設を利用した練習試合等を開催する際の留意事項

(感染防止対策チェックリスト)

本チェックリストはあくまで参考であり、各学校の状況や競技の特性等を勘案して、下記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込むようお願いします。

1 全般的な留意事項

- ☐ 感染防止のため会場校が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をチェックリスト化し掲示する。
- ☐ 各顧問（相手校も含む）は各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回、確認する。
- ☐ 感染が発生した場合に備え、参加当日に必ず別紙参加者名簿の提出を求める。なお、保存期間（1ヵ月以上）を定めて保存する。
- ☐ 関係者以外の施設やグラウンド等への立ち入りはさせない。

2 相手校と事前に確認する事項

練習試合等を行う場合には、相手校と事前に連絡を密に取り、感染拡大防止のための措置として、以下の内容を検討する。

- ☐ 参加者の体調がよくない場合（発熱・咳・咽頭痛などの症状があるなど）は、参加はさせない（当日に別紙参加者名簿で確認を行う）。
- ☐ マスクの持参を求める（スポーツをしていない時や観戦時、会話時などにはマスクを着用する）。
- ☐ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- ☐ 保護者が観覧する場合は、感染防止対策及び留意事項が徹底できる場合のみ、身体的距離（できるだけ2 m以上）を確保できる人数に制限して、観覧を認める。徹底できない場合は観覧を控える。
- ☐ 試合中は大きな声で会話、応援等をしない。
- ☐ 感染防止のために会場校となる学校関係者が決めたその他の措置を遵守する。
- ☐ 試合終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、会場校へ速やかに報告する。
- ☐ 各顧問は安全に練習試合等が実施できるよう事前に共通理解を図る。

3 当日の対応

- ☐ 各会場の適切な場所に手指消毒剤を設置する。
- ☐ 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人は軽度でも入場させない。
- ☐ 参加者が身体的距離をおいて観覧できるように目印等の設置を行う。
- ☐ 参加者が立入禁止区域に入らないよう表示する。
- ☐ 相手校から以下の事項を記載した別紙（参加者名簿）の提出を求める。（1ヶ月以上保存）
 - ☐ 当日来校する参加者全員（顧問、生徒、外部指導者、保護者、送迎バス運転手）の氏名と代表者の住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取り扱いに十分注意する。
 - ☐ 当日の体温
 - ☐ 過去2週間における以下の事項の有無（全員分）
 - ・ 平熱を超える発熱
 - ・ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状、嗅覚や味覚の異常
 - ・ 体が重く感じる（だるさ、倦怠感）、息苦しい（呼吸困難）、疲れやすい等

4 参加者への対応

（1）マスク等の準備

- ☐ 参加者がマスクを準備しているか確認する。
- ☐ スポーツをしていない時や観戦時、着替え時、会話時などにはマスクを着用するよう求める。

（2）試合前後の留意事項

- ☐ 試合前後のミーティング等においても、三つの密（密閉、密集、密接）を避けるよう周知する。
- ☐ 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮する。
- ☐ 指定場所以外では飲食は行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにする。飲食物は各自で用意し、他人に渡さない。
- ☐ 手洗いをこまめに行うよう指示する。
- ☐ ゴミは必ず持ち帰るよう指示する。

5 会場となる学校が準備すべき事項の対応

（1）会場・競技備品類等の準備

- ☐ 練習試合を屋内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。

- ☐ 屋外での開催においても、テント等で密集、密接が生じないように留意する。
- ☐ 定期的な換気に加え、空調の活用及び扇風機の併用（熱中症リスクにも備えること）。
- ☐ 試合球等は複数個用意し、こまめに消毒・清掃を行って交換しながら使用する。
- ☐ フラッグ、得点板、モップその他備品類のこまめな消毒など衛生対応をする。
- ☐ 審判員の笛の管理（笛の共用はしない。電子ホイッスル等を活用する）。

（２）トイレ・手洗い場所

- ☐ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）は、活動前後に消毒する。
- ☐ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ☐ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。
- ☐ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

（３）更衣室、休憩・待機スペース

- ☐ 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける。
- ☐ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じる。
- ☐ 複数の参加者が触れる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）は、こまめに消毒する。
- ☐ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮する。

（４）ゴミの廃棄

- ☐ 鼻水、唾液などが付いた感染リスクの高いゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、指定のゴミ箱に捨てるよう指示する。
- ☐ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する。

（５）競技中の留意事項

- ☐ 試合前のアップおよび試合において、選手が密集、密接する円陣や声出し、整列などは控える。
- ☐ 試合前後の挨拶などは離れて行う。また生徒間での握手も控える。
- ☐ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を行わない。
- ☐ ハイタッチや握手は行わない。
- ☐ 団体種目において待機選手はコート外で一定間隔を保つ。
- ☐ セット間や試合間での換気など適切な感染防止対策を行う。
- ☐ 試合前円陣やベンチでの集合時、できるだけ密集・接触を避ける。
- ☐ タオル、水ボトル、アイシングバッグなどの共用はしない。

(6) 観覧する保護者の留意事項

- ☐ 屋外での観覧においても、テント等で密集、密接が生じないように留意する。
- ☐ 参加者同士が密な状態とならないよう、席と席の間を空けるなど対応をとる。
- ☐ 内履きが必要な場合は持参する。また、外履き用の袋を持参する。
- ☐ 大声での声援を送らないことはもちろん、会話を控える。
- ☐ 観覧や会話をする場合にはマスクを着用する。ただし、熱中症予防の観点から2 m程度離れている場合はマスクを外してもよい。
- ☐ 試合終了後は速やかに解散する。
- ☐ ゴミは必ず持ち帰る。

練習試合等 参加者名簿

別紙

実施日 令和2年〇月〇日

学校名 県立〇〇学校

部活動名 〇〇〇部

代表者住所

代表者連絡先（電話番号）

代表者氏名

記載責任者氏名

No.	氏名	参加者					体温	過去2週間の状況			
		顧問	生徒	外部指導者	保護者	送迎バス		平熱を超える発熱	せき／のど痛	嗅覚／味覚異常	倦怠感／呼吸困難
記載例	〇〇 〇〇	〇					36.0	☒ なし ☐ あり	☒ なし ☐ あり	☒ なし ☐ あり	☒ なし ☐ あり
	〇〇 〇〇		〇				36.3	☒ なし ☐ あり	☒ なし ☐ あり	☒ なし ☐ あり	☒ なし ☐ あり
	〇〇 〇〇		〇				36.8	☒ なし ☐ あり	☒ なし ☐ あり	☒ なし ☐ あり	☒ なし ☐ あり
1								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
2								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
3								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
4								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
5								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
6								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
7								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
8								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
9								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
10								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
11								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
12								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
13								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
14								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
15								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
16								☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり

※会場校へ当日に提出する。

※変更があった場合には必ず修正し、会場校へ連絡する。

宿泊や移動を伴う活動を実施する際の留意事項 (感染防止対策チェックリスト)

本チェックリストはあくまで参考であり、下記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込む。

宿泊については、可能な限り各都道府県が行っている「感染防止対策取組宣言」に参加している施設やそれに準ずる対策を実施している施設を利用する。さらに感染防止対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に施設と連絡をとり、対策等を確認する。

1 全般的な留意事項

- ☐ 県内・県外を問わず、体調が悪い場合や感染防止対策が不十分な場所での活動を控える。
- ☐ 団体行動中は、人と人との距離を確保するとともに、できる限りお互いの会話を控える。
- ☐ 消毒設備の設置・整備等を事前に把握し、手洗いや消毒を定期的・計画的に行う。
- ☐ 運動、食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクの着用を励行する。
(気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクを外してもよい。)
- ☐ 旅行サービス提供事業者を利用する場合は、原則として適切な感染防止対策を行っている事業者に限定する。
- ☐ 輸送機関、食事や宿泊をする施設等に事前及び定期的な消毒と、十分な換気を依頼する。
- ☐ 宿泊については、可能な限り各都道府県が行っている「感染防止対策取組宣言」に参加している宿泊施設やそれに準ずる対策を実施している宿泊施設を利用する。

2 生徒、教職員、その他の同行関係者の対策

- ☐ 生徒に対して活動中の感染防止対策(感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等)の事前指導を徹底する。
- ☐ 生徒の出発前の健康観察(直前2週間)を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止める。
- ☐ 同居家族や身近な知人に、感染が疑われる場合は参加を取り止める。
- ☐ 活動中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合にはすみやかに医療機関を受診させ、保護者に連絡するなど適切に対応する。
- ☐ 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚以上)として、共用はしない。
- ☐ 生徒の食事アレルギーや既往症について、新型コロナによる重症化リスクの可能性もあることから事前に把握し、主治医の見解を保護者へ確認のうえ、参加の判断を行う。
- ☐ 実施前・実施中の感染状況の変化等により、活動の安全かつ円滑な実施が困難、又は困難となる可能性が大きい場合は中止とする。

3 集合やミーティング等の対策

- 開放した広い場所を確保し、集合の方法、列の間隔・前後の隊形を工夫し、「3密」にならないようにする。

4 公共交通機関や輸送機関利用上の対策

- 各交通機関の感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に確認する。
- 各輸送機関の座席については、乗り物内の換気機能を最大限に活用するとともに、全員がマスクを着用した前提で人と人との間隔を十分に確保する。
- 必要最小限の会話にとどめる等、生徒は感染症予防の行動を徹底する。

5 宿泊施設利用上の対策

- 宿泊先は学校施設ではなく、各都道府県が行っている「感染防止対策取組宣言」に参加している宿泊施設やそれに準ずる対策を実施している宿泊施設を利用する。
- 宿泊施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に確認する。
- 食事は、一人ずつのセットメニューとする。また、コップやお箸等は適切に消毒や洗浄されたものを使用し、共用はしない。
- 宿泊施設内の設備等を利用するにあたり、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染防止対策を徹底する。
(場合により、時間差をつけた交代制での食事提供、定員を削減した入浴施設の利用等のスケジュール調整、また、1部屋の利用人数の削減の検討等を含む)

6 その他

- 宿泊を伴う活動への参加については、参加申込書(「運動部活動指導の手引」(栃木県運動部活動の在り方に関する方針) P(13)参照)等の提出により保護者の承諾を得る。
- 持参物の内容について、十分配慮する。

例) □マスク(1日1枚以上)、体温計、ハンカチ(1日1枚以上)、ティッシュを持参する。 □マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等を持参する。 □利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋を持参する。
--

- 少人数での班別、グループ行動中においても、「密を避ける行動」に留意し、各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的実施する。並びに、行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録する。【感染範囲の特定のため】
- 活動終了後の健康観察については、参加者本人や同居家族等も含めた健康状態の経過観察を、一定期間(目安として2週間程度)行う。